

建 指 第 1 1 0 3 号  
令和6年(2024年)8月26日

各建築士事務所開設者・管理建築士 様

北海道建設部住宅局建築指導課長

「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」の開催について

建築士事務所の業務に責任をもつ開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を統括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより、業務委任者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持向上していくことが求められます。

昨今、不適切な事務所の運営や能力の不十分な建築士による設計が様々な問題を引き起こしている事に鑑み、建築士事務所の業務の適正化や建築士の資質、能力の向上などを目的として、建築士法第22条の2では建築士事務所に所属する建築士の定期講習受講義務、同法第24条第2項では建築士事務所の管理建築士になるための講習修了義務が規定されているほか、同法第27条の2第7項では、建築士事務所協会及び建築士事務所協会連合会の開設者・所属建築士への研修実施義務が規定されております。

また、平成27年(2015年)6月25日には、管理建築士の責務が明確化されるとともに、書面による契約締結の義務化、一括再委託の禁止、所属する建築士の変更の届出義務など設計等の業務の適正化を図るために、改正建築士法が施行されているところでもあります。

つきましては、本研修会は法定講習(管理建築士講習、建築士定期講習など)ではありませんが、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上並びに建築士事務所に寄せられている社会的要請に応えるための知識等の習得の機会の一つとして、是非受講されますようご案内申し上げます。

(審査係)

# 令和6年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」のご案内

令和6年9月

主催 一般社団法人北海道建築士事務所協会  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
後援 北海道

## ～建築士事務所の開設者の皆さん、管理建築士の皆さんへ～

当協会では、建築士事務所の開設者の皆さん及び管理建築士の皆さんを対象とした「建築士事務所の管理研修会」を開催します。

この研修会は、建築士法第27条の2第1項及び第2項に位置付けられた法定団体である当協会が建築士法第27条の2第7項の規定に基づいて実施するものですが、北海道建設部住宅局建築指導課においても受講を推奨しています。

開設者と管理建築士の皆さんが建築士事務所の管理・運営を適切に進める上で必要な法的な責務や、より役に立つ情報、最新のトピックスについて、建築行政に携わる北海道職員、建築士事務所賠償責任保険の普及を図っている(有)日事連サービス役員、経験豊富な当協会役員が事例を紹介しながら講義を行います。

危機管理の視点からも、5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することをお勧めいたしますが、特に、建築士でない開設者の皆さんには、法定講習である建築士定期講習の受講義務がありませんので、建築士事務所の管理・運営について学習する唯一の機会です。是非、受講してください。

※ この研修会は、法定講習（建築士法第22条の2の規定に基づく「建築士定期講習」及び同法第24条第2項の規定に基づく「管理建築士講習」）ではありません。

### 記

#### 1 受講対象者

- ① 令和7年度に建築士事務所の登録を更新する建築士事務所の開設者・管理建築士
- ② 新規に事務所登録した建築士事務所の開設者・管理建築士
- ③ 1年以内に事務所登録を予定している建築士事務所の開設者・管理建築士
- ④ 本研修会の受講を希望する方

#### 2 受講料（テキスト代、消費税を含む。）

当協会会員 12,000円 会員以外 15,000円  
(受講しなかった場合でも返還されません。テキストのみ送付いたします。)  
※開設者と管理建築士が異なる場合は、各々に受講料がかかります。

#### 3 受講申込関係書類の配布

当協会の各支部にて、配布しております。

#### 4 受講申込書の受付

- ・受付期間 令和6年10月1日(火)から開催会場ごとの申込受付期限まで  
(ただし、土曜日、日曜日、祝日は除く。)
- ・受付場所 事務所登録の手続きをした当協会支部

#### 5 申込方法

- (1) 申込受付は、事務所登録の手続きをした当協会支部で行い、それ以外の支部では申込受付を行いませんのでご注意ください。
- (2) 開催会場ごとに申込受付期限を設定しておりますので、ご注意ください。また、開催会場ごとに定員になり次第、受付を締め切ります。
- (3) 「受講申込書」に必要事項を記入の上、受講料を添えて申してください。
- (4) 郵送で申込みする場合は、事務所登録の手続きをした当協会支部に現金書留で送付してください。また、110円切手を貼った返信用封筒を同封してください。

#### 6 CPD認定

本研修会は、建築CPD情報提供制度の認定プログラム（特別認定講習）です。

#### 7 テキスト

使用するテキスト「これからの建築士事務所の経営と展望」は、研修会当日に会場で配付します。

#### 8 受講証明書

受講者には、研修会終了後「受講証明書」を交付いたします。

9 開催日、開催会場、定員及び申込受付期限

10月29日 (火)	旭川勤労者福祉会館 旭川市6条通4丁目	30名	10月15日 (火)
10月30日 (水)	釧路市生涯学習センター 釧路市幣舞町4-28	30名	10月15日 (火)
11月7日 (木)	設計会館 8階会議室 札幌市北区北6条西6丁目2番地	80名	10月23日 (水)
11月18日 (月)	北斗市総合文化センター「かなでーる」 北斗市中野通2丁目13-1	25名	11月6日 (水)

- ※ 駐車場については、確保できない開催会場がありますので、ご留意願います。
- ※ 昼食については、食堂等がない開催会場がありますので、ご留意願います。
- ※ 札幌会場は、お弁当販売はございません。

10 研修時間及び研修内容

研修時間	研修内容	講師
9:30 ~ 9:40 (10分)	あいさつ、受講説明	一般社団法人北海道建築士 事務所協会役員
9:40 ~ 10:35 (55分)	第1章 建築士事務所の責務と業務 第2章 これからの建築士事務所経営	一般社団法人北海道建築士 事務所協会役員
10:35 ~ 10:45	休憩	
10:45 ~ 11:20 (35分)	第3章 建築士事務所の 業務の新しい動向	一般社団法人北海道建築士 事務所協会役員
11:20 ~ 12:20	昼食休憩	
12:20 ~ 13:20 (60分)	第4章 トラブル対応とリスク管理	有限会社日事連サービス役職員
13:20 ~ 13:30	休憩	
13:30 ~ 14:00 (30分)	地域編「建築行政の動向」	北海道建設部住宅局建築指導課及び 総合振興局建設管理部建設行政室 建設指導課職員
14:00 ~	受講証明書交付 (理解度確認チェック)	

令和6年度  
改訂版

建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

# 建築士事務所の 経営と展望

コロナ禍の影響で社会変化が加速されたこともあり、社会的ニーズの変化は大きく、建築設計および工事監理にかかわる分野でも大きな状況の変化がありました。このような時流に対応すべく、一昨年度5年ぶりにテキストの内容の大幅な見直しを行い、今回の部分改訂では、業務報酬基準の改正について加筆しました。開設者や管理建築士のみなさまには、受講の機会を利用して研鑽に励まれるとともに、日ごろの業務においても業務遂行の手引きとして活用されることを期待しています。

建築士法第27条の2第7項に基づく  
開設者・管理建築士のための  
建築士事務所の管理研修会テキスト

## 建築士事務所の 経営と展望

一般社団法人  
日本建築士事務所協会連合会  
JACCS Association of Architectural Firms in Japan

### 目次

#### 第1章 建築士事務所の責務と業務

- 1 建築士事務所の責務と倫理 / 2 設計・監理業務の流れと多様化する役割への対応

#### 第2章 これからの建築士事務所経営

- 1 建築士事務所と建設市場をめぐる課題 / 2 事務所経営の課題

#### 第3章 建築士事務所の業務の新しい動向

- 1 変化する社会的ニーズ・期待 / 2 安全安心への取り組み /  
3 環境配慮への対応 / 4 建築ストック活用 / 5 まちづくり

#### 第4章 トラブル対応とリスク管理

- 1 建築士事務所のトラブルとリスク /  
2 トラブルをめぐる法的責任・専門家責任等 / 3 トラブル・リスクへの対応方法 /  
4 トラブル事例と回避・対応のポイント / 5 建築士事務所賠償責任保険

#### 法令編 建築士事務所の運営管理に関する法令事項

- 1 建築士事務所の運営管理 / 2 プロジェクト業務の運営管理 /  
3 建築士事務所の労務・財務 / 4 罰則等

## 建築CPD特別認定プログラム

# 建築士法第27条の2第7項に基づく 開設者・管理建築士のための 建築士事務所の管理研修会

### ■管理研修会の趣旨

建築士事務所の業務に責任をもち契約締結者となる開設者と、建築士事務所を管理し技術的事項を総括する管理建築士は、建築士事務所の運営はもとより業務委託者に対する責任を負っており、社会変化に応じた最新の法制度や技術等に精通し、その資質を維持・向上していくことが求められています。

本研修会は、建築士事務所の管理・運営を適切に行ううえで把握しておくべき重要事項を網羅した内容となっており、新規に事務所登録する際、また5年ごとの事務所登録の更新の機会に合わせて受講することで資質の維持・向上を図り、業務委託者の期待に応えるべく業務の適正化や建築物の質の向上を目指すことを目的としています。

### ■管理建築士にとっては

所属建築士として「建築士定期講習」の受講が義務付けられていますが、本研修会では管理建築士として要求される建築士事務所の管理に関する事項、および社会情勢の変化に伴って求められる最新知識を学習していただくことになります。

### ■建築士でない開設者にとっては

法定講習の受講義務がないため、建築士事務所の管理・運営について学ぶ唯一の機会となります。

### ■管理研修会の意義と受講イメージ

	講習の受講義務	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	
建築士事務所に所属する建築士	建築士定期講習 (3年ごとの受講義務)	受講間隔3年			建築士定期講習	受講間隔3年			建築士定期講習	受講間隔3年		
管理建築士	管理建築士講習 (1度ごとの受講義務)	管理建築士講習	現行の法定講習では斜線範囲の学習機会がないため、定期的な管理研修会の受講が継続的な資質の維持・向上に有効と考えられます。									
建築士でない開設者	なし											

### 標準的受講イメージ

管理建築士	開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会	管理建築士講習	受講間隔5年	管理研修会	受講間隔5年	管理研修会
建築士でない開設者	(事務所登録の更新に合わせて5年ごとの受講を勧奨)	管理研修会	受講間隔5年	管理研修会	受講間隔5年	管理研修会

### ■お問い合わせ

一般社団法人北海道建築士事務所協会

〒060-0806 札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階

TEL : 011-788-7650 FAX : 011-788-7280

URL : <https://www.do-kjk.or.jp>



令和6年度「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」

受講申込書

令和6年 月 日

一般社団法人 北海道建築士事務所協会長 様

※受講番号 \_\_\_\_\_ (※受付窓口記入欄)

下記の通り標記研修会の受講を申込みます。

開催地	旭川市	釧路市	札幌市	北斗市
開催日	10月29日(火)	10月30日(水)	11月7日(木)	11月18日(月)
受講会場				
受 講 者	氏名	フリガナ(姓) フリガナ(名)	性別 男・女	生年月日 昭和・平成 年 月 日
	建築士事務所代表者 (開設者)	1. 開設者 2. 開設者でない		
	管理建築士	1. 管理建築士 2. 管理建築士でない		
	建築士資格・建築士登録番号	1. 一級( )号 2. 二級( )都道府県( )号 3. 木造( )都道府県( )号 4. 無資格		
建 築 士 事 務 所	事務所名	(フリガナ)		
	種別	1. 一級建築士事務所 2. 二級建築士事務所 3. 木造建築士事務所		
	所在地	〒 北海道		
	電話番号		F A X	
	登録年月日	令和 年 月 日	登録番号	北海道知事登録( )第 号
受講料 (テキスト代・消費税含む。)	当協会会員：12,000円		会員以外：15,000円	

- 《 注 意 》 ① この申込書により受講証明書を作成しますので、太枠内はもれなく正確にご記入ください。  
 ② 項目に選択項目又は番号がある場合は、受講者の講習日現在として必要箇所又は番号を○印で囲んでください。  
 ③ 受講番号は、受付時に記載いたしますので、記入する必要はありません。

※ 受講申込書に関する個人情報の取り扱いについて

受講申込書により取得した受講者に係る個人情報は、研修会を実施するにあたり、受講証明書の発行を行うためのみに利用します。

# 「開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会」受付支部区域一覧

支部名	所在地	電話番号	支部所管区域
札幌	(令和4年2月1日より、事務所が移転しました) 〒060-0806 札幌市北区北6条西6丁目2番地 設計会館9階	011 -790-8802	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、 当別町、新篠津村
函館	(令和4年2月1日より、事務所名が変更になりました。) 〒040-0036 函館市東雲町5-11 SEPT函館 3階	0138 -27-0122	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、 七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万部町
桧山	〒043-0043 檜山郡江差町本町7 侑オオフル建築設計事務所内	0139 -52-1817	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町
後志	〒044-0021 虻田郡倶知安町南7条東1丁目 北の社合同会社 建築設計事務所内	0136 -21-3366	島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、 留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、 泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
小樽	(令和4年1月11日より、事務局が移転しました) 〒047-0024 小樽市花園3丁目15番8号 合同会社メルリアン・オフィス内	0134 -65-7956	小樽市
空知	〒068-0048 岩見沢市西川町505-8 ㈱金田設計内	0126 -25-0313	夕張市、岩見沢市、美唄市、芦別市、赤平市、三笠市、 滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、南幌町、奈井江町、 上砂川町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町、浦臼町、 新十津川町、妹背牛町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町
旭川	〒070-0039 旭川市9条通12丁目 ハタケヤマビル6階 建築指導センター内	0166 -22-8894	旭川市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、 愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、 南富良野町、占冠村、和寒町、剣淵町
名寄	〒096-0013 名寄市西3条南10丁目27番地1 ㈱ひのき内	01654 -2-5185	士別市、名寄市、幌加内町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
留萌	〒077-0004 留萌市元町5丁目36番地 興北建設㈱内	0164 -42-0668	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、 遠別町、天塩町
宗谷	〒097-0001 稚内市末広5丁目5-6 ㈱富田組内	0162 -33-2220	稚内市、幌延町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、 豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町
網走	〒093-0042 網走市字潮見58番地16 ㈱北斗建設内	0152 -43-1166	網走市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、佐呂間町、大空町
北見	〒090-0066 北見市花月町18-18 ㈱清和設計事務所内	0157 -61-1131	北見市、津別町、訓子府町、置戸町
紋別	〒094-0021 紋別市大山町2丁目31 ㈱栗原測量設計事務所内	0158 -23-5542	紋別市、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
室蘭	〒050-0081 室蘭市日の出町2丁目2番6号 ヴィーナステージII 205	0143 -84-8311	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
苫小牧	(令和4年1月11日より、事務局が移転しました) 〒053-0005 苫小牧市元中野町4丁目15番12号 office元中野 2階	0144 -84-1040	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日高	(令和4年4月1日より、事務局が移転しました) 〒056-0004 日高郡新ひだか町三石旭町49番地の11 アーキレックス一級建築士事務所内	0146 -32-3730	日高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
十勝	〒080-0016 帯広市西6条南6丁目3番地 ソネビル5階	0155 -21-6270	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、 清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、 幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
釧路	〒085-0835 釧路市浦見1-2-16	0154 -42-6388	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根室	〒086-1075 標津郡中標津町東35条北4丁目3番地 第一宅建設㈱内	0153 -73-3702	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町